

四半期報告書

(第63期第2四半期)

自 平成24年7月1日

至 平成24年9月30日

日本アビオニクス株式会社

東京都品川区西五反田八丁目1番5号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 2

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 4
- (2) 新株予約権等の状況 10
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 10
- (4) ライツプランの内容 10
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 10
- (6) 大株主の状況 11
- (7) 議決権の状況 12

2 役員の状況 12

第4 経理の状況 13

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 14
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 16
 - 四半期連結損益計算書 16
 - 四半期連結包括利益計算書 17
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 18

2 その他 23

第二部 提出会社の保証会社等の情報 24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月6日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 山後 宏幸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 山後 宏幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期連結 累計期間	第63期 第2四半期連結 累計期間	第62期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（百万円）	13,590	12,225	27,565
経常損失（△）（百万円）	△205	△504	△531
四半期（当期）純損失（△）（百万円）	△380	△1,392	△1,886
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△380	△1,392	△1,724
純資産額（百万円）	6,742	5,505	5,398
総資産額（百万円）	29,256	28,066	28,014
1株当たり四半期（当期）純損失金額 （△）（円）	△13.48	△49.29	△66.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	23.0	19.6	19.3
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,152	△1,776	△52
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△239	601	△428
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,986	1,553	△1,574
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残 高（百万円）	2,813	2,208	1,830

回次	第62期 第2四半期連結 会計期間	第63期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△3.21	△35.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高は、消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）抜きの価格で表示しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年7月27日開催の取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として当社の連結子会社であるNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併することを決議し、平成24年7月27日に合併契約を締結いたしました。当該契約の概要につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載の通りであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社企業グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要があるものの、欧州経済の政府債務危機に伴う景気減速や円高により輸出が鈍化し、個人消費も伸び悩むなど厳しい状況で推移しました。

このような状況の中で、当社企業グループは、厳しい経営環境の中、売上高が伸びなくとも利益の出る体質となるべく、事業構造改革として民需製品の選択と集中、組織構造のスリム化、早期退職募集等による人員の削減等を実施しました。

その結果として、民需製品の選択と集中では、不採算又は将来成長の望めない映像機器等の事業を縮小又は整理し、組織構造のスリム化では、意思決定の迅速化と重複組織の削減を目指し、当社子会社NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社との吸収合併や民需営業部門を事業部門と一体化すること等を決定いたしました。人員の削減に関しては、特別転進支援施策によるものも含めおおよそ計画通りとなりました。

これらの施策の実施に必要な資金に関しましては、親会社である日本電気株式会社を割当先として第2種優先株式150万株を発行し、15億円を調達いたしました。

当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高が海外経済停滞の影響を受け前年同四半期比10.0%減の122億25百万円となりました。損益に関しましては、売上減少や情報システムの原価の悪化により営業損失が4億46百万円（前年同四半期比3億11百万円悪化）、経常損失が5億4百万円（前年同四半期比2億99百万円悪化）となり、さらに構造改革に伴う特別損失15億71百万円を計上したことから四半期純損失は13億92百万円（前年同四半期比10億11百万円悪化）となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

「情報システム」

情報システムは、指揮・統制関連装置が増加したもののその他の装置が減少したため全体では売上高は68億2百万円（前年同四半期比2.0%減）、セグメント利益は新規プロジェクトの開発コストの増加等により、3億91百万円（前年同四半期比2億87百万円減益）となりました。

「電子機器」

電子機器は、映像機器が事業収束に伴い減少し、接合機器は電子部品製造用装置が海外経済の停滞の影響により減少したため、売上高は19億63百万円（前年同四半期比19.0%減）となりましたが、セグメント利益は費用削減に努めた結果、1億18百万円（前年同四半期比70百万円増益）となりました。

「プリント配線板」

プリント配線板は、景気の減速に伴う半導体試験装置等の需要の減少により、売上高は17億52百万円（前年同四半期比17.9%減）、セグメント利益は売上高減少により55百万円（前年同四半期比31百万円減益）となりました。

「赤外線・計測機器」

赤外線・計測機器は、海外経済の低迷により輸出が減少したほか価格競争の激化、単価の下落等により売上高は17億7百万円（前年同四半期比18.3%減）、セグメント損失は3億5百万円（前年同四半期比65百万円改善）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ3億77百万円増加し、22億8百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次の通りであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」

営業活動の結果使用した資金は、17億76百万円（前年同四半期は11億52百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失の計上及び退職給付引当金の減少によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

投資活動の結果獲得した資金は、6億1百万円（前年同四半期は2億39百万円の使用）となりました。これは主に生産能力増強のための有形固定資産取得による支出があったものの、固定資産の売却による収入によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

財務活動の結果獲得した資金は、15億53百万円（前年同四半期は19億86百万円の使用）となりました。これは主に借入金を借入れたことによるもの及び株式の発行による収入によるものであります。

なお、当第2四半期連結会計期間末における借入金残高は、前連結会計年度末に比べ67百万円増加し、94億51百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社企業グループの研究開発費総額は3億74百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

経営再建計画の実施に伴う特別転進支援施策の実施等により当第2四半期連結累計期間において従業員数が減少いたしました。当第2四半期連結会計期間末の従業員数は赤外線・計測機器を中心に前連結会計年度末比220名減少し、1,077名となっております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,000,000
第1種優先株式	4,000,000
第2種優先株式	1,500,000
計	80,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式76,000,000株、第1種優先株式4,000,000株、第2種優先株式1,500,000株であり、合計は81,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、80,000,000株とする旨定款に規定しております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	28,300,000	28,300,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
第1種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等があります。)	800,000	800,000	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 1、2、3
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等があります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	本株式は単元株制度を採用しておりません。 (注) 4、5、6
計	30,600,000	30,600,000	—	—

(注)

1. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下の通りであります。
 - (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
 - ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
 - ② 修正の頻度：毎年4月1日
 - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 取得価額の下限：113円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：7,079,646株(平成24年9月30日現在における第1種優先株式の発行済株式総数800,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の25.0%)
 - (4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
2. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下の通りであります。
 - (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取決めはありません。

- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容
取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
取決めはありません。
3. 第1種優先株式の内容は次の通りであります。
- (1) 議決権
後記(2)①に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。
- (2) 優先配当金
- ① 優先配当金
当社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録質権者(以下、「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金(以下、「第1種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。
- ② 優先配当金の額
第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。
第1種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)
「日本円TIBOR」とは、平成15年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年4月1日(以下第1種優先株式配当算出基準日という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。
- ③ 優先中間配当金の額
1株あたりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額(以下、「第1種優先株式中間配当金」という。)を支払う。
- ④ 非累積条項
ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ⑤ 非参加条項
第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。
- (3) 残余財産の分配
当社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。
- (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利
当社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社が下記（6）及び（7）において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、平成22年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下、「第1種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成22年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円（以下、「第1種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成22年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成22年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成23年4月1日以降毎年4月1日（以下、「第1種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得と引き換えに} \\ \text{交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式} \\ \text{の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下の通りであります。

(1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値

② 修正の頻度：平成30年以降毎年10月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限：69円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：

21,739,130株（平成24年9月30日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の76.8%）

(4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

5. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下の通りであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

取決めはありません。

6. 第2種優先株式の内容は次の通りであります。

(1) 議決権

後記(2)①に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

① 優先配当金

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下、「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記③に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

③ 優先中間配当金の額

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われない時は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当会社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当会社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当会社が支払う決定を行った配当金の合計額ならびに(ii)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成27年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下、「第2種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成29年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が69円（以下、「第2種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成29年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日（以下、「第2種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第2種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
権利行使されたものではありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年9月27日 (注)	1,500,000	30,600,000	750	5,895	750	750

(注) 有償第三者割当

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先 日本電気株式会社

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本電気 (株)	東京都港区芝五丁目7番1号	16,451	53.76
日本アビオニクス従業員持株 会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2	638	2.08
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	441	1.44
三井住友信託銀行 (株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	249	0.81
伊藤 豊	愛知県名古屋市熱田区	220	0.72
住友生命保険 (相)	東京都中央区築地七丁目18番24号	218	0.71
松島 敏雄	徳島県小松島市	210	0.69
三井住友海上火災保険 (株)	東京都中央区新川二丁目27番2号	161	0.53
吉川 勝敏	広島県広島市西区	127	0.42
柴 宏	神奈川県川崎市宮前区	118	0.39
計	—	18,833	61.55

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本電気 (株)	東京都港区芝五丁目7番1号	14,151	50.23
日本アビオニクス従業員持株 会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2	638	2.26
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	441	1.57
三井住友信託銀行 (株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	249	0.88
伊藤 豊	愛知県名古屋市熱田区	220	0.78
住友生命保険 (相)	東京都中央区築地七丁目18番24号	218	0.77
松島 敏雄	徳島県小松島市	210	0.75
三井住友海上火災保険 (株)	東京都中央区新川二丁目27番2号	161	0.57
吉川 勝敏	広島県広島市西区	127	0.45
柴 宏	神奈川県川崎市宮前区	118	0.42
計	—	16,533	58.69

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 800,000	—	(注)
	第2種優先株式 1,500,000	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 43,000	—	(注)
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,172,000	28,172	(注)
単元未満株式	普通株式 85,000	—	—
発行済株式総数	30,600,000	—	—
総株主の議決権	—	28,172	—

(注) 内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載の通りであります。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本アビオニクス(株)	東京都品川区西五反田八丁目1番5号	43,000	—	43,000	0.14
計	—	43,000	—	43,000	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,830	2,208
受取手形及び売掛金	※2 10,718	※2 10,472
たな卸資産	※3 4,889	※3 5,426
その他	801	1,041
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	18,237	19,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,720	1,627
土地	4,847	4,058
その他（純額）	878	784
有形固定資産合計	7,446	6,470
無形固定資産	205	156
投資その他の資産		
前払年金費用	1,263	1,109
その他	926	1,248
貸倒引当金	△64	△64
投資その他の資産合計	2,124	2,293
固定資産合計	9,776	8,920
資産合計	28,014	28,066

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 4,510	※2 4,679
短期借入金	7,290	8,030
未払法人税等	220	44
賞与引当金	585	716
工事損失引当金	23	33
製品保証引当金	129	90
その他	1,469	2,040
流動負債合計	14,228	15,633
固定負債		
長期借入金	2,094	1,421
再評価に係る繰延税金負債	1,157	1,157
退職給付引当金	5,108	4,320
その他	27	27
固定負債合計	8,387	6,926
負債合計	22,615	22,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,145	5,895
資本剰余金	—	750
利益剰余金	△1,707	△3,100
自己株式	△11	△11
株主資本合計	3,426	3,533
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	1,973	1,973
為替換算調整勘定	△1	△1
その他の包括利益累計額合計	1,972	1,972
純資産合計	5,398	5,505
負債純資産合計	28,014	28,066

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	13,590	12,225
売上原価	10,310	9,520
売上総利益	3,280	2,704
販売費及び一般管理費	※1 3,415	※1 3,151
営業損失(△)	△135	△446
営業外収益		
為替差益	—	10
受取手数料	11	11
助成金収入	3	16
その他	13	8
営業外収益合計	27	47
営業外費用		
支払利息	84	69
その他	13	35
営業外費用合計	97	105
経常損失(△)	△205	△504
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 146
特別利益合計	—	146
特別損失		
固定資産除却損	1	0
減損損失	—	※3 107
事業構造改善費用	—	※4 1,463
特別損失合計	1	1,571
税金等調整前四半期純損失(△)	△206	△1,929
法人税等	174	△537
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△380	△1,392
四半期純損失(△)	△380	△1,392

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	△380	△1,392
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	0	0
その他の包括利益合計	0	0
四半期包括利益	△380	△1,392
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△380	△1,392
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△206	△1,929
減価償却費	396	359
減損損失	—	107
退職給付引当金の増減額(△は減少)	252	△788
前払年金費用の増減額(△は増加)	86	154
賞与引当金の増減額(△は減少)	△251	131
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	84	69
売上債権の増減額(△は増加)	1,495	245
たな卸資産の増減額(△は増加)	545	△538
仕入債務の増減額(△は減少)	△112	79
その他	△456	598
小計	1,833	△1,513
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△83	△69
法人税等の支払額	△598	△194
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,152	△1,776
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△238	△352
無形固定資産の取得による支出	△4	△6
固定資産の売却による収入	—	940
その他	3	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△239	601
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△999	1,052
長期借入金の返済による支出	△986	△983
株式の発行による収入	—	1,484
配当金の支払額	△0	△0
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,986	1,553
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,074	377
現金及び現金同等物の期首残高	3,888	1,830
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 2,813	* 2,208

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
従業員の住宅取得資金の借入金に対する保証	13百万円	12百万円

※2. 四半期連結会計期間末日満期手形

当第2四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当第2四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	0百万円	56百万円
支払手形	116	101

※3. 棚卸資産の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
製品	722百万円	724百万円
仕掛品	1,773	2,459
原材料及び貯蔵品	2,361	2,205
未着原材料	31	37

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
給与手当等	855百万円	901百万円
賞与引当金繰入額	185	191
退職給付費用	203	222
賃借料	182	150
技術研究費	530	374

※2. 固定資産売却益

当第2四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

固定資産売却益は、当社の連結子会社である福島アビオニクス株式会社が保有する土地の一部譲渡によるものであります。

(1) 譲渡の旨及び理由

保有資産の有効活用により財務体質の改善を図るため。

(2) 譲渡相手会社の名称

アンリツ株式会社

(3) 譲渡資産の種類、譲渡前の用途

種類：土地（71,786.23㎡）

所在地：福島県郡山市待池台一丁目20番地

譲渡前の用途：更地及び駐車場

(4) 譲渡の時期

平成24年7月20日

(5) 譲渡価額

帳簿価額 789百万円

譲渡価額 954百万円

(6) 損益に与える影響額

上記固定資産の譲渡に伴い発生する譲渡益から、譲渡に付随する諸費用を差し引いた146百万円を特別利益として計上しております。

※3. 減損損失

当第2四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの内容

用途	種類	場所
赤外線・計測機器用生産設備等	建物及び構築物、 その他（有形固定資産）、 無形固定資産	東京都品川区西五反田等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	3百万円
その他（有形固定資産）	94
無形固定資産	10
合計	107

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、当社企業グループの事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

※4. 事業構造改善費用

当第2四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

事業構造改善費用は、特別転進支援施策の実施に係る特別退職金等1,181百万円及び大量退職に伴う退職給付制度の一部終了損失127百万円などによるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	2,813百万円	2,208百万円
現金及び現金同等物	2,813	2,208

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、平成24年9月27日付けで、日本電気株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結会計期間において資本金が750百万円、資本準備金が750百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が5,895百万円、資本準備金が750百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	情報システム	電子機器	プリント 配線板	赤外線・ 計測機器	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	6,942	2,425	2,133	2,089	13,590	—	13,590
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	6,942	2,425	2,133	2,089	13,590	—	13,590
セグメント利益 又はセグメント 損失 (△)	679	47	87	△371	443	△579	△135

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額△579百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用550百万円、のれんの償却額20百万円及びその他の調整額7百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	情報システム	電子機器	プリント 配線板	赤外線・ 計測機器	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	6,802	1,963	1,752	1,707	12,225	—	12,225
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	6,802	1,963	1,752	1,707	12,225	—	12,225
セグメント利益 又はセグメント 損失（△）	391	118	55	△305	260	△707	△446

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額△707百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用696百万円及びその他の調整額11百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム	電子機器	プリント 配線板	赤外線・ 計測機器	計		
減損損失	—	—	—	107	107	—	107

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	△13.48円	△49.29円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額（百万円）	△380	△1,392
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額（百万円）	△380	△1,392
普通株式の期中平均株式数（千株）	28,259	28,257

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（連結子会社の吸収合併）

当社は、平成24年10月1日を効力発生日として当社の連結子会社であるNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併いたしました。

合併に関する事項

1. 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ① 商号 NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社
- ② 本店の所在地 東京都品川区西五反田八丁目1番5号
- ③ 代表者の氏名 代表取締役社長 川島 雅幸
- ④ 資本金の額 342百万円（平成24年3月末日現在）
- ⑤ 純資産の額 △1,541百万円（平成24年3月末日現在）
- ⑥ 総資産の額 3,389百万円（平成24年3月末日現在）
- ⑦ 事業の内容 赤外線関連機器の開発・製造・販売及び工業計測機器の開発・製造・販売並びにそれらを用いたソリューションの提供

2. 当該吸収合併の目的

当社企業グループのNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社は戦略成長事業である赤外線・計測機器事業を担っておりますが、近年、価格競争の激化、円高に伴う輸出の減少等により事業環境が悪化しております。しかし、世界的には赤外線機器市場は成長を続けており、新興国での需要の増加や自動車への搭載といった新市場も誕生し更なる市場の拡大が期待できます。このような状況に鑑み、当社としては、NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併し、当社経営資源の活用による製品開発力の強化、両社で重複する部門の集約による費用の低減、組織のスリム化に伴う意思決定の迅速化等により価格競争力の強化、経営効率の向上をはかるものであります。

3. 実施する会計処理の概要

本合併は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行なう予定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月6日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 構 康 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成23年11月7日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成24年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月6日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員経営企画本部長 露木 満
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長 秋津勝彦及び最高財務責任者 露木満は、当社の第63期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。